

日本型直接支払推進交付金実施要綱

制定 平成28年4月1日27農振第2218号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境交付金」という。）が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという各交付金の目的を達成するためには、①各交付金が効率的に推進されること、②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、③中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。

日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）は、このような観点から、多面交付金、中山間交付金及び環境交付金の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。

第2 事業の種類

推進交付金の助成対象となる事業は、以下のとおりとする。

- 1 別紙1に定める多面交付金に係る推進事業
- 2 別紙2に定める中山間交付金に係る推進事業
- 3 別紙3に定める環境交付金に係る推進事業

第3 事業の実施

1 事業の実施主体

第2に掲げる推進事業は、都道府県、市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）が実施する（以下、都道府県が実施する推進事業を「都道府県推進事業」、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、推進組織が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）。

2 都道府県推進事業

都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとするときは、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

3 市町村推進事業

市町村長は、市町村推進事業を実施しようとするときは、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

4 推進組織推進事業

推進組織の長は、推進組織推進事業を実施しようとするときは、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、推進組織推進事業を実施する推進組織は、別紙4に基づき、都道府県知事の承認を得るものとする。

第4 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、第2に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県知事に対し推進交付金を交付する。
- 2 都道府県知事は、国から交付を受けた額のうち、市町村推進事業及び推進組織推進事業に係る額を市町村長及び推進組織の長に対し交付するものとする。
- 3 第2の1に掲げる多面交付金に係る推進事業の実施に必要な経費に限り、市町村長は、都道府県知事から交付を受けた額のうち、推進組織推進事業に係る額を推進組織の長に交付することができるものとする。

第5 事業の実績報告

- 1 都道府県知事は、毎年度、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、推進事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 市町村長及び推進組織の長は、毎年度、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、推進事業の実績を実施年度の翌年度の都道府県知事が定める日までに、都道府県知事に報告するものとする。

第6 その他

- 1 都道府県は、都道府県推進事業を実施するに当たっては、第2に掲げる推進事業が相互に連携して効率的に行われるよう努めるものとする。
- 2 都道府県は、市町村及び推進組織に対し、市町村推進事業及び推進組織推進事業が効率的に行われるよう配慮するものとする。
- 3 推進交付金の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長及び農村振興局長が別に定めることとする。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この通知の施行に伴い、中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第137号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の中山間地域等直接支払推進交付金実施要領の規定に基づき交付した中山間地域等直接支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 4 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙4に基づき、平成27年度までに都道府県に承認された推進組織は、この要綱別紙4に基づき承認されたものとみなす。

(別紙 1)

多面的機能支払交付金に係る推進事業

多面交付金に係る推進事業の内容は、以下のとおりとする。

第 1 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、以下の 1 から 6 までとする。なお、2 の(1)、(3)及び(4)、5 並びに 6 に掲げる事業については、多面交付金実施要綱第 3 の 2 の(1)に定める基本方針（以下「要綱基本方針」という。）において、都道府県推進事業として定めた事業に限る。

1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく基本方針の策定

2 推進・指導

(1) 説明会の開催

毎年度、多面交付金実施要綱第 3 の 2 の(2)に定める広域活動組織及び活動組織（以下「多面交付対象組織」という。）の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の多面交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 交付手続

市町村長から都道府県知事に提出された申請書等の審査を行い、適当と判断した場合には、市町村長に対し、多面交付金の交付額等の通知及び多面交付金の交付を行う。

(3) 活動に関する指導、助言

多面交付対象組織に対し、適宜指導を行い、法第 7 条第 1 項の規定に基づく事業計画（以下「事業計画」という。）に位置付けられた活動の適切な実施を図る。

(4) 推進に関する手引きの作成

多面交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、多面交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。

3 第三者機関の設置・運営

(1) 多面交付金の毎年度の実行状況の点検、多面交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

(2) 多面交付金の実施期間において、第三者委員会が多面交付対象組織の取組を評価し、必要に応じて、多面交付対象組織に対し、指導・助言を行うよう運営する。

4 要綱基本方針の作成

5 多面交付対象組織を支援する組織への支援

多面交付対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより支援を行う。

6 その他多面交付金の実施に必要な事項

第2 市町村推進事業

市町村推進事業は、以下の1から6までとする。なお、2の(1)、(2)、(5)及び(6)、3の(1)、4の(1)、5並びに6に掲げる事業については、要綱基本方針において、市町村推進事業として定めた事業に限る。

1 法第6条第1項の規定に基づく促進計画の策定

2 推進・指導

(1) 説明会の開催

毎年度、多面交付対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の多面交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 事業計画作成・変更に関する指導

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が効果的になされるよう、多面交付対象組織に対し、事業計画の作成及び変更に関する指導を行う。

(3) 事業計画審査・認定

多面交付対象組織の作成する事業計画を審査し、事業計画を認定する。

(4) 交付手続

多面交付対象組織の長から市町村長に提出された申請書等の審査を行い、適当と判断した場合には、多面交付対象組織の長に対し、多面交付金の交付額等の通知及び多面交付金の交付を行う。

(5) 活動に関する指導・助言

多面交付対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動の適切な実施を図る。

(6) 推進に関する手引きの作成

多面交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、多面交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。

3 広域協定の認定

(1) 多面交付金実施要綱別紙5の第5に定める広域活動組織の作成する広域協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対し指導を行う。

(2) (1)の審査結果を確認し、広域協定を認定する。

4 実施状況の確認

- (1) 多面交付金の支払の適否を判断するため、毎年度、多面交付対象組織の活動の実施状況を確認する。
- (2) (1)の実施状況を都道府県知事に報告する。

5 多面交付対象組織を支援する組織への支援

多面交付対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、生産局及び農村振興局長が別に定めるところにより支援を行う。

6 その他多面交付金の実施に必要な事項

第3 推進組織推進事業

推進組織推進事業は、以下の1から5までとする。ただし、要綱基本方針において、推進組織推進事業として定めた事業に限る。

1 推進・指導

(1) 説明会の開催

毎年度、多面交付対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の多面交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 事業計画の審査補助及び指導

市町村による事業計画の審査を補助し、また、多面交付対象組織に対し適宜指導を行い、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に資する効果的な事業計画の作成及び変更を図る。

(3) 広域協定の審査補助及び指導

市町村による広域協定の審査を補助し、また、多面交付対象組織に対し適宜指導を行い、効果的な広域協定の作成及び変更を図る。

(4) 活動に関する指導・助言

多面交付対象組織の活動に関する指導及び助言を行う。

(5) 推進に関する手引きの作成

多面交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、多面交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。

2 申請書等の審査

- (1) 市町村長に対し活動組織の長から提出された申請書等の審査補助を行う。
- (2) 都道府県知事に対し市町村長から提出された申請書等の審査補助を行う。

3 実施状況確認

多面交付金の支払の適否を判断するため、毎年度、多面交付対象組織の

活動の実施状況を確認する。

4 多面交付対象組織を支援する組織への支援

多面交付対象組織の事務手続の支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、生産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより支援を行う。

5 その他多面交付金の実施に必要な事項

(別紙 2)

中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業

中山間交付金に係る推進事業の内容は、以下のとおりとする。

第 1 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、以下の 1 から 4 までとする。

- 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく基本方針の策定

- 2 推進・指導

- (1) 説明会の開催

毎年度、市町村担当者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の中山間交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

- (2) 交付手続

ア 法第6条第1項の規定に基づく促進計画（以下「促進計画」という。）の策定指導及び審査

(ア) 市町村が促進計画を策定する際に農業関係機関等と協力し、市町村に対し指導を行う。

(イ) 市町村長から都道府県知事に提出された申請書等の審査を行い、適当と判断した場合には、市町村長に対し中山間交付金の交付額等の通知及び中山間交付金の交付を行う。

イ 所要額調書の作成

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間交付金実施要領」という。）の運用第14の2の規定に基づく所要額調書を地方農政局長等宛てに提出する。

- (3) 推進に関する手引きの作成

中山間交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引きを作成し、中山間交付金による取組及び中山間交付金実施要領第6の2に定める集落協定並びに個別協定の締結の意義等について、啓発普及に努める。

- 3 第三者機関の設置・運営

- (1) 中山間交付金の毎年度の実行状況の点検、中山間交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

- (2) 国の第三者機関に提出するデータに基づく特認基準（中山間交付金実施要領第4の2の(5)の規定に基づく特認基準をいう。）の妥当性について

て、審査検討する。

(3) 中山間交付金実施要領第13の3の規定に基づく中間年評価及び最終評価において、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の取組の進捗状況等について評価を行う。

(4) その他、都道府県知事が第三者委員会での検討が必要であると判断した事項について検討する。

4 その他中山間交付金の実施に必要な事項

第2 市町村推進事業

市町村推進事業は、以下の1から6までとする。

1 促進計画の策定

2 推進・指導

(1) 説明会の開催

毎年度、対象農用地を有する集落の農業者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の中山間交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 事業計画作成・変更に関する指導

ア 事業計画及び集落協定の作成指導

集落座談会を開催する等により、生産性や収益の向上による所得の増加、担い手の定着等に関する目標等について、促進計画に基づき、法第7条第1項の規定に基づく事業計画（以下「事業計画」という。）及び集落協定の作成、締結が円滑に行われるよう、集落を指導する。

イ 事業計画及び個別協定の作成指導

認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、生産組織等が行う農業生産活動等について、促進計画に基づき事業計画及び個別協定の作成、締結が円滑に行われるよう、当該認定農業者等を指導する。

(3) 交付手続

農業者等から市町村長に提出された申請書等の審査を行い、適当と判断した場合には、事業計画及び集落協定又は個別協定を認定するとともに、農業者等に対し、中山間交付金の交付額等の通知及び中山間交付金の交付を行う。

(4) 活動に関する指導・助言

対象農用地を有する集落の農業者等に対し、適宜指導を行い、事業計

画に位置付けられた活動の適切な実施を図る。

3 実施状況の確認

(1) 書類審査

集落協定又は個別協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）について、当該年度の現地確認前に、以下の項目について行う。

ア 集落協定の場合

(ア) 一団の農用地について中山間交付金実施要領第4の2の(1)から(5)までの基準に基づく審査。

(イ) 一農業者等当たりの中山間交付金の受給額について中山間交付金実施要領第6の3の(3)の規定に基づく審査。

イ 個別協定の場合

(ア) 協定農用地について中山間交付金実施要領第4の2の(1)から(5)までの基準に基づく審査。

(イ) 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。

(ウ) 一農業者等当たりの中山間交付金の受給額について中山間交付金実施要領第6の3の(3)の規定に基づく審査。

(2) 現地確認計画の策定等

現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。

ア 現地確認計画の策定

市町村は、農業生産活動等の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について具体的な計画を策定する。

イ 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、確認野帳を作成する。

ウ 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請する。

(3) 現地確認

現地確認は、以下のとおり行う。

ア 農業者等への通知書の送付

現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時及び確認の方法等について、農業者等に予め通知書により連絡して行う。

イ 現地確認の方法

(ア) 現地確認は、現地において協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、調査及び確認を行う。

(イ) 現地確認に当たっては、農業者等の立会を求める。

4 支払調書の作成

中山間交付金実施要領の運用第14の3に基づく支払調書を作成する。

5 基準検討会の実施

集落の代表者、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター、市町村等で構成する基準検討会を開催し、中山間交付金実施要領の運用第5に掲げる事項について検討する。

6 その他中山間交付金の実施に必要な事項

第3 推進組織推進事業

推進組織推進事業は、以下の1から3までとする。

1 推進・指導

中山間交付金による取組の推進に向けて、都道府県が必要と認めた場合は、農業者、関係者等に対する助言・指導を行う。

2 確認事務

毎年度、都道府県が必要と認めた場合は、中山間交付金による取組の実施状況について確認を行う。

3 その他中山間交付金の実施に必要な事項

(別紙 3)

環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業

環境交付金に係る推進事業の内容は、以下のとおりとする。

第 1 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、以下の 1 から 5 までとする。

1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく基本方針の策定

2 推進・指導

(1) 説明会の開催

毎年度、農業者、関係者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の環境交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 交付手続

市町村長から都道府県知事に提出された申請書等の審査を行い、適当と判断した場合には、市町村長に対し、環境交付金の交付額等の通知及び環境交付金の交付を行う。

(3) 活動に対する指導、助言

法第 3 条第 3 項第 3 号の事業を実施する農業者団体等（以下「農業者団体等」という。）に対し、適宜指導を行い、法第 7 条第 1 項の規定に基づく事業計画に位置付けられた活動の適切な実施を図る。また、農業者団体等が推進活動を行う際に、都道府県が認めるアドバイザーを講師等として派遣することができるものとする。

3 第三者機関の設置・運営

(1) 環境交付金の毎年度の実行状況の点検、環境交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

(2) 環境交付金の実施期間において、第三者委員会が農業者団体等の取組を評価し、必要に応じて、農業者団体等に対し、指導・助言を行うよう運営する。

4 抽出検査等

都道府県は、毎年度、環境交付金の交付対象となる取組の実施内容等について、抽出による検査及び必要に応じた技術的な観点からの確認を行う。

5 その他環境交付金の実施に必要な事項

第 2 市町村推進事業

市町村推進事業は、以下の 1 から 4 までとする。

1 法第6条第1項の規定に基づく促進計画の策定

2 推進・指導

(1) 説明会の開催

毎年度、農業者団体等を対象とした説明会を開催し、当該年度の環境交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 事業計画作成・変更に関する指導

農業の有する多面的機能の維持・発揮が効果的になされるよう、農業者団体等に対し、事業計画の作成及び変更に関する指導を行う。

(3) 事業計画審査・認定

農業者団体等の作成する事業計画を審査し、事業計画を認定する。

(4) 交付手続

農業者団体等から市町村長に提出された申請書等の審査を行い、適当と判断した場合には、農業者団体等に対し、環境交付金の交付額等の通知及び環境交付金の交付を行う。

(5) 活動に対する指導、助言

農業者団体等に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。また、農業者団体等が推進活動を行う際に、市町村が認めるアドバイザーを講師等として派遣することができるものとする。

3 実施状況の確認

環境交付金の支払の適否を判断するため、毎年度、環境交付金による活動の実施状況を確認する。

4 その他環境交付金の実施に必要な事項

第3 推進組織推進事業

推進組織推進事業は、以下の1から3までとする。

1 推進・指導

環境交付金による取組の推進に向けて、都道府県が必要と認めた場合は、農業者、関係者等に対する助言・指導を行う。

2 確認事務

環境交付金の支払いの適否を判断するため、毎年度、環境交付金による活動の実施状況を確認する。

3 その他環境交付金の実施に必要な事項

第4 その他

環境交付金に係る推進事業を実施するに当たっては、北海道と北海道農政事務所は相互に連携して効率的に行われるよう努めるものとする。

(別紙 4)

推進組織推進事業を行うための要件等

推進組織が推進組織推進事業を行うための要件は、以下のとおりとする。

第 1 規約等の要件

推進組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 代表者が定められていること。
- 2 推進交付金に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、推進組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者並びに財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした推進組織の運営等に係る規約（以下「推進組織規約」という。）その他の規程が定められていること。
- 3 都道府県知事が策定する多面交付金実施要綱第 3 の 2 の(1)に定める基本方針において、推進交付金の事業実施主体として位置付けられていること。

第 2 設置手続

- 1 推進組織を設置しようとする者は、次に掲げる推進組織規約その他規程を定めるとともに、推進組織の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。
 - (1) 推進組織規約
 - (2) 事務処理規程
 - (3) 会計処理規程
 - (4) 文書取扱規程
 - (5) 公印取扱規程
 - (6) 内部監査実施規程
- 2 1 の議決により、推進組織の長となった者（以下「推進組織の長」という。）は、推進交付金に係る事業を実施しようとするときは、当該推進組織が事務所を置く都道府県知事に会員名簿、推進組織規約その他の規程及び事業計画書を添えて、第 1 及び多面交付金要綱別紙 4 の第 2 の要件を満たすことについて承認を申請しなければならない。
- 3 都道府県知事は、2 の申請の内容を審査し、第 1 及び多面交付金要綱別紙 4 の第 2 の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、その旨を推進組織の長に通知しなければならない。

第 3 規約変更手続等

- 1 推進組織の長は、第 2 の 1 の推進組織規約その他の規程を変更したときには、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、推進組織が第 1 及び多面交付金要綱別紙 4 の第 2 の要件を欠いたと認められる場合又は推進交付金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかったと認められる場合は、第 2 の 3 の承認を取り消すことができるものとする。また、第 2 の 3 の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により推進組織の長に通知しなければならない。

第 4 証拠書類の保管等

都道府県知事は、必要に応じて、推進交付金に係る推進組織の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めるものとする。

第 5 個人情報適切な管理

推進組織は、推進交付金に係る事業の実施に際して得た個人情報について、適切に取り扱う必要がある。

第 6 事務の委託

推進組織は、推進交付金に係る事務の一部を推進組織規約その他の規程に定めるところにより、当該推進組織以外の者に委託することができる。

第 7 報告

推進組織の長は、毎年度、前年度の推進組織の業務内容を記載した年度事業報告書及び当該年度の推進組織の業務内容を記載した年度事業計画書を都道府県知事に提出するものとする。